

公 示 の 方 法 に よ る 送 付 書

令和 8 年 8 月 17 日

下記の書類は当支部事務局に保管していますので、来会のうえ受領してください。

東京地方税理士会 横浜南支部
支部長 落合 崇

送付を受けるべき 税理士会員又は 税理士法人会員	登 録 番 号 又 は 法 人 番 号	1 2 2 3 5 0
	事 務 所 住 所 又 は 税理士法人事務所住所	横浜市港南区上大岡西 2 - 9 - 2 8 スカイマンション 2 0 8 池田隆司税理士事務所
	氏 名 又 は 税 理 士 法 人 名	青 木 淳
	代 表 者 氏 名	
送 付 す る 書 類 の 名 称	滞納税理士会費納付の督促について・・・・・・ 1 通	

【注意】

東京地方税理士会滞納会費徴収整理細則第 6 条第 3 項及び東京地方税理士会横浜南支部滞納支部会費徴収整理細則第 5 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 1 4 日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。